

資産管理

【優先度】
 ◎最重要項目
 ○重要項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル(自己査定、償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
自己査定	1.自己査定体制の整備等の状況等の検証 (1)自己査定基準の制定	自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。 自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。 自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門(営業関連部門(営業店及び本部営業関連部門並びに本部貸出承認部門(融資管理部又は融資審査部等))又は資産査定部門)及び監査部門(与信監査室、検査部等)が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。 自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。 また、営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。	◎	内部 管理	・資産内容を評価する場合、総資産分類率といった水準面に重点を置くことも重要であるが、プロセスチェックを重視する場合、当該比率の増加率に重点を置くべきか。 ・金融機関が、様々なビジネスモデルを採用している中で、特定の分類率を基準とすることについて、問題はないか。 ・金融機関が、ハイリスク・ハイリターンビジネスモデルを選択している場合、金融機関としての健全性の確保の観点からハイリスクに見合ったリスク管理態勢が整備されているかどうかを検証する必要はないか。例えば、不良債権比率が高い場合、その水準のみを以て評定を行うのではなく、保有する信用リスクに応じたリスク管理態勢の整備状況について着眼し、評定を行う必要はないか。	
	(2)自己査定体制の整備等の状況	自己査定は、①営業店及び本部営業関連部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法、又は②営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、営業関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための体制となっているか。 また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。 さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、営業関連部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。 監査部門は、営業関連部門から独立し、監査部門の担当取締役は、営業関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が営業関連部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。 監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。 なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。 また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。	◎	内部 管理	・自己査定体制の整備等の検証に当たっては、金融機関の規模、特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。 ・地域分散、業種分散、小口分散等の資産ポートフォリオの状況については、「信用リスク管理態勢」における評定要素であるが、「資産管理」においても評定要素とすべきか。 また、評定要素した場合に、地域金融機関等に対する評定に当たって、地域の特性として特定業種への依存度が高い場合や特定の地方債の保有額多い場合など評定上留意すべき点は何か。	
	(3)自己査定結果の取締役会への報告	自己査定結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。 また、自己査定体制の整備の状況(実施部門あるいは監査部門の変更等)についても、取締役会に適時適切に報告されているか。	◎	経営 陣による 統制	・評定へ反映させる場合のポイントは何か	
	(4)自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。	◎	経営 陣による 統制	・評定へ反映させる場合のポイントは何か	
	2.自己査定基準の適切性	検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール(例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど)が合理的であるかを検証するものとする。	◎	内部 管理		
	3.自己査定結果の正確性	検査官は、別表【省略】に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。 なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。 したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因(自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。	◎	内部 管理	・自己査定結果の正確性を示すものとしては、検査前後の総資産(貸出金)分類率、あるいは不良債権比率の増加率(乖離率)で示すことが適当か。これ以外にも何か適当な比率はあるか。 ・各種の増加率(乖離率)を評定上の基準とした場合、金融機関の規模・特性を勘案して当該基準に差異を設ける必要があるのか。また、差異を設けるとした場合の根拠としてはどのようなものが考えられるか。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

資産管理

【優先度】
 ◎最重要項目
 ○重要項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル(自己査定、償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
償却・引当	1. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証 (1) 償却・引当基準の制定	償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。 償却・引当基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。 償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部門及び監査部門を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。 償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門(営業関連部門及び資産査定部門)のみならず、監査部門(与信監査室、検査部等)及びコンプライアンスに関する統括部門等の意見を踏まえた上で行われているか。 また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。 なお、償却・引当基準の具体的内容は、金融機関の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、金融機能再生緊急措置法第7条の規定に基づく資産査定結果の開示と併せて、積極的に開示されることが望ましい。	◎	内部 管理	・償却・引当体制の整備等の検証に当たっては、金融機関の規模、特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。	
	(2) 償却・引当体制の整備等の状況	償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、②営業関連部門の協力の下に営業関連部門及び決算関連部門から独立した資産査定部門が個別貸倒引当金の算定を行い、資産査定部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、又は③自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、監査部門がこれらの算定結果の監査を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。 また、実施部門及び監査部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。 さらに、監査部門等は、自己査定の実施部門等に対して、必要な教育・指導を行っている 監査部門は、自己査定の実施部門及び決算関連部門(主計室等)から独立した組織でなければならず、監査部門の担当取締役は、自己査定の実施部門及び決算関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の取締役が自己査定の実施部門の取締役又は決算関連部門の取締役を兼務している場合には、金融機関の業績等の影響を受けずに適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。 監査部門は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しているか。 なお、監査部門は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。 また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。	◎			
	(3) 償却・引当結果の取締役会への報告	償却・引当結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。 また、償却・引当体制の整備の状況(実施部門あるいは監査部門の変更等)についても、適時適切に取締役会に報告されているか。	◎	経営陣による統制	・評定へ反映させる場合のポイントは何か	
	(4) 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。	◎			
	2. 償却・引当基準の適切性	検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定に定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール(例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等)が合理的に説明できるものであるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。	◎	内部 管理		

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

資産管理

【優先度】
 ◎最重要項目
 ○重要項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル(自己査定、償却・引当に関する検査について)			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目	チェック項目に係る説明				
	3. 償却・引当結果の適切性	<p>検査官は、別表【省略】に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。</p> <p>なお、償却・引当の結果は、自己資本比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因(償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行的確な把握に努めるものとする。</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・償却・引当の適切性を評価する指標として、償却・引当額の増加率(乖離率)が適切か。 ・償却・引当額の増加率を評定上の基準とした場合、自己資本比率の正確性の評定項目(検査前後における自己資本比率の乖離率)と重複することとなることから、総資産分類率を重視すべきか。 ・各種の増加率(乖離率)を評定上の基準とした場合、金融機関の規模・特性を勘案して当該基準に差異を設ける必要があるのか。また、差異を設けるとした場合の根拠としてはどのようなものが考えられるか。 	
		前回当局検査指摘事項の改善状況等	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。 ・現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。 	